

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人山梨大学の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第10期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く。以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、本部、学部、附属病院及びその他の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査法人からの報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財務状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況を正しく示していると認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は法令に適合していると認めます。
- (4) 事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、当法人の予算区分にしたがって決算の状況を正しく示していると認めます。
- (6) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重大な事実は認められません。

平成26年6月19日

国立大学法人山梨大学

監事 鮎川 龍巳

監事 古井 明男

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当国立大学法人が別途保管しております。